○飯塚市子どもなんでも相談事業実施要綱

平成22年7月30日

飯塚市告示第188号

改正　H25-60、H28-67、H29-30

（趣旨）

第1条　この告示は、子育てに関わる人及び子どもの不安や悩みの解消を図り、子どもが心身ともに健やかに成長する環境を整えていくことを目的として実施する子どもなんでも相談事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　子ども　満18歳に満たない者

(2)　相談員　子育て支援課家庭児童相談室（以下「相談室」という。）の職員

（H25-60、H28-67一改）

（事業の内容）

第3条　事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　子どもの健康、育児、学習、遊び、発達、養育、障がい、非行、虐待等子育てに関する相談

(2)　子ども自身に関する相談

（役割）

第4条　相談員は、一般的な相談についての対応をする。なお、専門的な相談については、必要に応じて適当な機関の紹介を行う。

（H29-30一改）

2　専門相談員は、相談の中で専門的な相談についての対応をする。

（相談の受付）

第5条　相談は、原則、電話と窓口での受付とし、相談室の相談員が受ける。

（H29-30一改）

（相談日時）

第6条　相談日時は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2)　12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（相談内容の記録及び報告）

第7条　第3条各号の相談を受けた相談員は、子どもなんでも相談受付票（別記様式）に相談内容及び対応等を記録し、子育て支援課長に報告するものとする。

（H25-60、H28-67一改）

2　報告を受けた子育て支援課長は、福祉事務所長に報告するとともに、相談の内容から他の機関により対応することが適切であると判断したときは、他の機関との連携を図り、紹介等を行う。

（H29-30繰上）

（相談員の守秘義務）

第8条　相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（H29-30一改）

（補則）

第9条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附　則（平成25年3月27日　告示第60号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月15日　告示第67号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成29年1月31日　告示第30号）

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式(第7条関係)

(H29-30一改)

子どもなんでも相談受付票

<table>
<tr><td>受付日時</td><td colspan="3">年　　月　　日(　曜日)　　時　　分～　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">窓　口・電　話</td><td>所属(関係機関)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>相談員氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>相談者の住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td></tr>
<tr><td>相談者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td></tr>
<tr><td>子ども(相談者)の氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>子どもの生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日(　　歳　　ヶ月)</td></tr>
<tr><td>子どもの就学等状況</td><td colspan="3">就学前、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他(　　)〇印で囲んで下さい。</td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="3">－　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">相談内容〔健康、育児、学習、遊び、発達、養育、障がい、非行、虐待、その他(　　)〕〇印で囲んで下さい。</td><td colspan="2">対応〔回答〕</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>